

## 輸出入取引法施行令第 11 条に基づく税関長に対する権限委任の 取扱いについて

### 輸出取引注意事項 40 第 24 号 (40.7.2)

輸出入取引法施行令第 11 条に定める事務の処理については、輸出取引承認等事務取扱要領 (昭和 43 年 6 月 1 日付け 43 貿局第 434 号輸出取引注意事項 43 第 33 号。以下「事務取扱要領」という。) によるほか、下記に定めるところにより行なう。

### 記

#### 1 権限委任の範囲

輸出入取引法施行令第 11 条の規定に基づく税関長に対する権限委任について (昭和 43 年 8 月 23 日付け 43 貿第 2191 号輸出取引注意事項 43 第 49 号) に定める範囲とする。

#### 2 承認権限の代理

税関長に委任された権限については、税関の支署長、出張所長及び監視所ならびに支署の出張所長および監視所長もこれを代理し得るものとする。

#### 3 承認の手続

輸出取引承認申請書の有効期限の延長申請については、事務取扱要領別表第 6 に定める様式「輸出取引内容訂正変更願」を準用し、同変更願 2 部の提出を受け承認するものとする。